

## 第77回ジェンダーセッション

## 1930年代アメリカにおけるオギノ式避妊法をめぐる郵便・宗教・産児調節運動の様態

横山 美和

**Key Words** オギノ式避妊法、コムストック法、リズム法

## はじめに

本稿は、1930年代のアメリカに導入されたオギノ式避妊法をめくり、産児調節運動やカトリック、郵便が交錯する様態を描きだすことを目的とする。

オギノ式避妊法（以下オギノ式）とは、1924年に新潟の産婦人科医であった荻野久作（1882-1975）により発表された、排卵期と受胎期に関する学説に基づいた避妊法である<sup>1</sup>。筆者は性周期の学説史の変遷と受容に関する研究の過程で、マサチューセッツ州の産児調節同盟のアーカイブ文書の中にオギノ式にまつわるフォルダがあることを知り調査を行ったところ、オギノ式が郵便と関わってアメリカ社会に影響を与えていたことがわかる史料を発見した。

オギノ式は基礎体温法や頸管粘液の変化の観察を用いる頸管粘液法などのほかの周期的避妊法とともに「自然」であるとされ、カトリックが許可していることで知られている。そのためオギノ式の受容に関する先行研究ではカトリックの中での受容についての研究が主であり、そのほかの社会的影響に関する研究は乏しい〔例えば、Moore, 1978, Noonan, 1986, Tentler, 2008〕。アメリカの社会的受容や影響についてはViterbo [2000] がテ

マとして取り上げているが、本稿のように郵便という観点までは取り入れていない。

アメリカの産児調節運動の研究は、そのアイコンであるマーガレット・サンガー（Margaret Higgins Sanger, 1879-1966）の活動を中心に行われてきた。サンガーはカトリック教会と対立しており、またバリア法の避妊具 pessary や経口避妊薬ピルなどを推進していたことから、産児調節運動史の先行研究でもほとんどオギノ式の受容のされ方について触れられてこなかった。ローマ教皇の産児調節にかかわる回勅と関連することからオギノ式について言及されることはあっても、産児調節運動家らにどう受け止められていたかについて詳しい研究はない。また、これまでの研究にはサンガーが率いた米国産児調節連盟以外の運動体への目配りが少ないこともあり、地方の組織を見ることにより、いっそう多面的な産児調節運動史を描き出すことができるだろう。さらに、マサチューセッツ州はアイルランド系移民が多くカトリック教徒の割合が高かったため、オギノ式に対してサンガーと異なる立場をとっていた可能性もあった。

本稿では、マサチューセッツ産児調節同盟文書やマーガレット・サンガー文書等の一次史料を用いながら分析する。なお、ジェンダーセッション

当日のフロアやアンケートの質問にも可能な限り答えることに努め、また、新しく入手した資料も加味し報告の内容に加筆や修正を加えることをお断りしておく。

## 1. オギノ式とは

荻野学説の骨子は、「排卵の時期は、予定月経前第12日乃至第16日の5日間なり」および、「受胎の時期は予定月経前第12日乃至大19日の8日間なり」というものである。荻野学説の画期的な点は、前回月経開始日から何日後に排卵があると数えるのではなく、次回予定月経日から逆算して何日前と数える点にあった。このことによって、月経周期が規則的であれば、その長短にかかわらず排卵日を予測することが可能となったのである〔荻野、1924〕。

1920年代まで排卵の時期については信頼できる定説がなかった。西欧では古代ギリシア時代から、性交の際の刺激で男女とも種を出すという説があり長い間信じられてきたが、1840年代になると、哺乳類は性交時ではなく発情期に排卵するのであるという説が登場した。テオドル・ビスコフは交尾していない発情期のイヌが排卵していたことを観察し、定期的な発情の時期に交尾とは無関係に「自然」に排卵するのであるとし、その説は「自然排卵説」と呼ばれるようになった。そして、そのイヌが出血を起こしていたことから、人間の女性は月経時が発情期であるとされ、他の哺乳動物の類推から月経時に排卵が起こっているのではと信じられるようになった。ルイ・パストゥールと生物の自然発生説論争をしたことでも知られるフランスの博物学者フェリックス・A・プーシェは、自然排卵説と月経時排卵説を普及させるのに大いに貢献した。しかし、1870年代になると子宮内膜の肥厚と落屑の研究が進み、月経直前に受精卵を受け止める子宮内膜が最も厚くなり、月経開始とともに排出されてしまうので

あれば、排卵が月経時に起こるのは理にかなっていないという意見も出るようになった〔横山、2013〕。

しかしながら、ではいつ排卵が起こるのかということにはなかなか決着がつかなかった。例えば、19世紀末から20世紀前半に影響力があつたドイツのカール・カペルマン (Karl Capellman) は、1880年代、女性には受胎可能な時期と不可能な時期があるとし、月経周期のはじめの14日間と最後の3、4日間のみが受胎できる時期だとした。それに対し、大規模に行った統計で調査した結果、妊娠しやすい時期としにくい時期があるが、不妊期はないという説も現れていた〔安藤、1933: 25〕。

こうした混乱した状況がある中、1930年に荻野はドイツ語でも学説を発表しヨーロッパで注目を集めることになった。その前年の1929年、ウィーンの婦人科学者ヘルマン・クナウス (Hermann Knaus, 1892-1970) は、子宮筋肉の観察から月経開始からおよそ14日後に排卵が起こると発表していた。月経後14日前後という自体は新しいものではなかったが、クナウスの精密な観察からも荻野の学説は裏付けられることとなり、またクナウスも荻野の説に与するようになりヨーロッパでの議論の矢面に立ったことから、国際的には「荻野-クナウス説」として広まることになった〔荻野、1964: 238-240〕。ヨーロッパ人であるクナウスの名も冠されたからこそ、説の信頼性が高まった可能性も大いにあるだろう。

自然排卵説やカペルマンの説に基づき想定される受胎期を避けて避妊を企図する方法は、「安全期法 (safe period)」や「定期的禁欲法 (periodic abstinence)」(あるいは「周期的禁欲法」とも)と呼ばれ、キリスト教徒が非公式に利用していたが、受胎期に関して誤解があるため避妊法として効果が薄かった。医学専門家は月経後と月経前数日に妊娠しやすいのでその時期を避けるようにと勧めていたが、女性たちは疑う者もいたようである。例えば1875年、ある医師の妻エミリー・フィッツジェラルドは、「私にとっては、月のう

ち安全な日などないと思います」と書き留めている [Tone, 2002: 72]。

荻野学説により受胎期の想定に大転換が起こり、ただちに定期的禁欲法に適用された。ヨーロッパでは、オランダのカトリック教徒の医師ヨハネス・スマルダース (J. N. J. Smulders) が1930年にオランダで『婚姻内における定期的禁欲について—荻野—クナウス法』を公表した。それはすぐにドイツ語やフランス語に翻訳され、その避妊法は荻野—クナウス法、あるいは荻野—スマルダース法としてヨーロッパで広く支持されるようになった。安全期法および定期的禁欲法は、荻野—クナウス説が登場することによって避妊法としてより信頼できるものになったのであった [Dupont, 2018]。

## 2. ローマ教皇とオギノ式

キリスト教では長らく性行為は生殖のためにあるとして避妊を禁じていた。産児調節運動にも真っ向から対立し、子どもの数を制限したいのであれば禁欲をすればよいと説いていた。しかし、1930年8月、聖公会 (英国国教会) は第7回ランベス会議において、事情があれば避妊を認めるという方針を出した<sup>3</sup>。1929年の世界恐慌の直後ではあるが、カスリーン・トビンやリチャード・ソロウェイによれば、世界恐慌はこの決定に直接的な影響を及ぼしているわけではないという。1900年代には人口問題や優生学的な思想が議論されるようになり、1930年のランベス会議の決議文には明記されていないもののそうした問題が背景にあったとする [Soloway 1995, Tobin 2001]。

こうした他派の動きを意識したとされるが、1930年12月31日、ローマ教皇ピオ11世<sup>4</sup>が回勅『貞潔なる婚姻』 (*Casti Connubii*) を発表し、基本的には避妊や中絶を改めて戒めた。回勅はしばしば回章とも訳される教皇の公式の書簡である。教皇を支持するカトリックの聖職者たちは聖公会の

方針転換を非難しカトリックの正当性を訴えた [Tobin, 2001: 175]。

しかしながら、この回勅はこれまで避妊を禁じてきたカトリックの方針を運用レベルで転換させることになる。以下の部分が、生殖目的ではない性交を認めていると解釈されるようになったのだ。

また、一時的な事情、あるいは、ある種の肉体的欠陥による自然的な理由のために [筆者注：英語版では 'on account of natural reasons either of time or of certain defects']、新しい生命の出産ができない場合、夫婦が、健全な自然的理性にしたがって、その権利を使用したとしても、これを自然に反する行為と非難してはならない [Holy See, n.d., ピオ11世, 1958: 68]。

妊娠できない理由がある場合、それを知らずながら性交することを罪とは見なしてはならないということである。ここでは 'defects' は、何等かの理由で不妊の体質や状態である場合を示すと考えられる。そして 'time' を理由とする場合、日本語訳では「一時的な事情」と訳されているが、閉経後やすでに妊娠している場合であると考えられ、こうした理由があれば生殖目的ではない性交をしても咎められないということとまずは解釈された。しかし、この 'time' という言葉は、受胎期ではない時、つまり周期的な不妊期を利用することも問題はないという解釈も生み出すこととなった。上述の通り、カベルマンらがすでに定期的禁欲法を提唱し暗黙のうちに実行されてもいたが、荻野学説の登場によって確実性が上がり関心が高まっていた時期であった。

そしてこの文章の直後に、以下のような文言が続く。

なぜなら、結婚自体にも、結婚における権利の使用にも、相互扶助、相互間の愛の維持、欲情の鎮静のような第二の目的があるので

あって、夫婦がこれを目ざすことは、決して禁じられてはいないからである。ただ、その際、この行為の内的的性質が保障されていればよいからである。これが保障されているならば、この行為の第一目的への従属が保障されるからである [ピオ11世、1958: 68]。

この回勅は、結婚は神聖なものであり、第一の目的は子どもを作り教育することであるという原則は保持しているが、第二の目的は夫婦の愛を育むことであるとした。すなわち、子どもを作ることだけが結婚の目的ではなく性欲を満たすためでもあるということを公式に認めたとされたのである。

ピオ11世がどれだけ荻野学説を意識していたかは不明だが、カトリック医師はすぐに女性の生理的周期を利用した避妊法であれば自然に反しないと教皇が認めたとみなしたのであった。

上述のようにオランダのカトリック教徒の医師スマルダースが荻野-クナウス説を用いた定期的禁欲法をヨーロッパに広め、さらにアメリカにも影響を与えることとなった。荻野-クナウス説の登場は、世界恐慌で信者たちが経済的に苦境に陥っているなか、聖職者たちにはまさに天の配剤と思われたのではと歴史学者のポッツィは述べる [Pozzi, 2012: 215]。

しかし、教皇庁は直ちに荻野-クナウス説を公式に認めたわけではなかった。とはいえ、ヨーロッパやアメリカへの荻野-クナウス式の広まりに関して調査を行い、1936年には、贖罪司祭は荻野-クナウス説を奨励してはならず、より深い罪を避けるための救済策として助言のみするべきであり、必ず教会の結婚に関する教えを伴うこととした。また、「産児調節 (birth control)」という語を使うことを禁止した。これらは、カトリックが産児調節に賛成しているとみなされることを懸念していたからであった [Pozzi, 2012: 227]。

その後1951年に、ピオ12世がイタリアカトリック助産師協会に向けた演説で公式に荻野-クナウス説を認めた。1968年7月29日に発表された

パウロ6世の回勅「人間の生命」(*Humanae Vitae*)は、改めて人工的避妊を禁じつつ、「不妊期利用の合法性」を説いたことは荻野-クナウス説を認めるものであった [パウロ6世、1969: 23]。

### 3. アメリカにおける避妊をめぐる問題

#### 1 | コムストック法による避妊情報の取り締まり

当時アメリカには、「猥褻」と認定されたものの売買や取引や郵送を禁じる連邦法である「猥褻な文書および不道德な使途の物品の取引および流通を禁止する法律 (An Act for the Suppression of Trade in, and Circulation of Obscene Literature and Articles of Immoral Use)」が存在した。同法は、1873年に社会運動家アンソニー・コムストック (Anthony Comstock 1844-1915) の主導で既存の猥褻法が改正されたため<sup>5</sup>、通称「コムストック法」(Comstock Law、またはComstock Act)と呼ばれている。

猥褻文書に関する法律は以前よりあったものの、敬虔なプロテスタントであったコムストックはそれでも続くポルノグラフィや「いかがわしい」小説の氾濫を嘆き、ニューヨーク悪徳弾圧協会 (New York Society for the Suppression of Vice) を創設し事務局長を務めていた。篤志家の財政支援を受け、連邦議会で猥褻物取り締まりの法改正を行うように訴えたのだった。そして、それまでの法律が対象としていた猥褻物の範囲を拡大し、避妊具や避妊に関する情報まで含めてしまった。コムストックは法律制定以降、米国郵政省特別調査官に任命され、死ぬまで精力的に「違反者」を取り締まった。コムストックは160トンの猥褻文書を破棄したと豪語したとされる。コムストックは時には偽名を使って避妊具業者に注文を出し、警察官と購入に赴いて逮捕するなど常軌を逸した熱心さで捜索を行った [Tone, 2002, Werbel, 2018]。

実際には避妊具は「女性衛生」などの婉曲的な

名称でいたる所で販売されていたが、何を「猥褻」と認定するか、あるいはいつ誰に対して捜査の手が伸びるか恣意的で不透明であったため、産児調節運動家や芸術家、作家たちは戦々恐々として活動しなければならない羽目に陥っていた。

コムストック法の成立後、それまでニューヨークなど反猥褻法があったところ以外の多くの州も「猥褻」な物、避妊に関する物の売買や宣伝等を取り締まる州法（通称「リトルコムストック」と呼ばれるようになる）も作ったため、産児調節運動家からは連邦法と州法に活動を阻害された。

著名な産児調節運動家マーガレット・サンガーもこうした避妊を取り締まる法に悩まされた一人であった。サンガーはアイルランド系移民の家庭に生まれたが、父親とカトリック教会とのトラブルから教会に不信の念を覚えるようになった。サンガーは貧しい地区で看護師として働いているうちに、女性たちが避妊の知識がないために望まない妊娠を繰り返し、ときに闇で危険な堕胎を行い命の危険にさらされている現状に心を痛め、産児調節の知識を広める活動を開始した。しかし、彼女が性教育の必要性を説いた「すべての少女が知るべきこと」が掲載された『ニューヨーク・コール』や、彼女の創刊した『女性反逆者』、『家族制限』は猥褻と見なされ、郵送を禁止され没収された。サンガーの夫ウィリアムは『家族制限』を配布したかどで逮捕されている。またサンガーもニューヨークで産児調節クリニックを開設した直後に、ニューヨーク州法によって逮捕された。サンガーは1921年に米国産児調節連盟を設立し、避妊具や避妊に関する情報を医師が扱うことを合法とするために議会にロビー活動を展開することとなった [Chesler, 2007, Douglas, 1969, 栗原, 2009]。

また後述するように1933年には、サンガーが日本から輸入した避妊具の pessary がコムストック法が組み込まれた「1930年関税法」の305条に抵触したとして港で没収された。受取人だったサンガーの同志で彼女の設立した産児調節臨床研究局の医師ハンナ・ストーン (Hannah Stone)

と国は裁判で争い (*United States v. One Package of Japanese Pessaries*)、ストーンは一番に続き1936年に二審で勝利した。このことは、医師による避妊具や避妊情報の取り扱いを合法化し、実質的にコムストック法の避妊に関する部分が弱体化したといわれている。しかし、リトルコムストックは1960年代までしぶとく生き残った。

## 2 | 『リズム』の衝撃

ヨーロッパでスマルダースが新しい定期的禁欲法を広めたのち、アメリカでは1932年にカトリック教徒の医師レオ・J・ラッツ (Leo J. Latz, 1903?-1994) が、『女性の不妊と受胎のリズム: K. 荻野博士 (日本) と H. クナウス博士 (オーストリア) による、妊娠が不可能な時期と可能な時期に関する発見の生理学的、実用的、倫理的な面に関する議論』 (*The Rhythm of Sterility and Fertility in Women: A Discussion of the Physiological, Practical and Ethical Aspects of the Discoveries of Drs. K. Ogino (Japan) and H. Knaus (Austria) Regarding the Periods When Conception is Impossible and When Possible*)。以下『リズム』) を出版した。この書は「回勅の承認付き」と記されており、ピオ11世に許可されたものとして提示されたのであった。ラッツはドイツに旅行に行った際、女性医師が定期的禁欲法について学会で発表していたことに興味を抱き調べると、ヨーロッパで盛んに研究され、スマルダースの本が広く受け入れられていることを知り、この方法をアメリカにも紹介したのであった [Latz, 1932: 3-4]。

同書の初版は、紙のカバーがあったのかどうかは不明だが、ない状態では暗い紺色の表紙に『THE RHYTHM』という短いタイトルと LEO J. LATZ, M. D. という肩書つきの著者名のみが印字されている。一見して産児調節に関する本には見えないため、読者はそれほど人目を気にせず読むことができたかもしれない。サイズもおよそ縦15.8センチ、横10.8センチで、全107ページで薄くかつ非常に軽いため、いざとなったら服の内側などにしまうことも容易である。この書籍に

よって、アメリカでは荻野ークナウス式が「リズム (Rhythm)」あるいは「リズム法 (Rhythm method)」として広まることになった。

1920年代は「ジャズエイジ」と称されるように、アメリカでジャズ音楽が流行の音楽となっていた。1930年にはジョージ・ガーシュインの「I Got Rhythm」が人気を博していたことから、「リズム」はジャズ的で、受けの良い呼称ととらえられた可能性は高い [Viterbo, 2004]。また一見して避妊法の名称と思えないため、婉曲的に利用しやすいというメリットもあっただろう。

ラッツによれば、当初は批判や嘲笑にさらされすぐに受け入れられずに、医学誌からも宣伝の掲載を拒否されたが、1934年には医学専門家や聖職者が認めるところとなった。「既婚者の大問題が解決」や「産児調節—不自然で非合理的か、自然で合理的か」と銘打たれた宣伝チラシも大量に配布することができるようになった。ラッツのものには読者からぞくぞくと手紙が寄せられた。例えば、「多くの女性があなたのシステムを使って、一人を除きこれまでうまくいっています。彼女は〔月経が〕とても不規則です」、「私たちは「リズム」の初版を、1932年10月に出版されたときに手に入れました。23か月の間、これに書かれている出産をコントロールする方法は私たちの結婚生活では完璧にうまくいっています」などと喜びの声が届いたという。1934年の時点では医師や聖職者からクレームは来ていないとする [Latz, 1934: 9-11]。同書は1935年までにはおよそ10万部売れたという [Tentler, 2008: 299. n.154]。

『リズム』はアメリカで大きな話題となったことが窺えるが、産児調節運動家らに動揺を与えることになった。先のサンガーは、1933年に友人にあてた手紙で、「カトリック教徒は、『リズム』という小さな本を出しました。厄介です！ついに、彼らは結婚は単に子供を作るためではないと言ったのです。性交もそのためではないのです！それを慎重に読んでいます……本当に、重要です」<sup>6</sup>と驚きを表明している。子どもを作ることを目的としない性交は結婚の目的に反する罪であ

るとしてきたカトリックが、妊娠しない周期的不妊期を利用して性交するのは問題ないという見解を出し、態度を変化させたということに驚きを禁じ得ないというのである。

1931年の時点では、サンガーは『貞潔なる婚姻』が荻野ークナウス式を実質的に認めるという解釈ができると気づいていなかったようである。1931年の「産児調節の進歩：教皇への返答」では、「時間」の問題を既に妊娠しているときや閉経後ととらえている。そして、教皇も性的欲求を充足させることを認めているという文脈で言及している<sup>7</sup>。周期的な不妊期を利用するという解釈はサンガーにとっては寝耳に水だったようだ。

サンガーは、リズム法が信頼できるものと考えていなかった。馬島憐など日本の代表的な産児調節運動家の医師も同様の意見の者は存在した。馬島は荻野学説そのものは認めても避妊への応用は危険であり、そういったものを広めることは害であるとしていた (Yokoyama, 2019)。サンガーは荻野学説そのものも支持せず、リズムを「民間伝承に基づいている」<sup>8</sup>とまで断じ、失敗率の高いリズム法を回勅が認めているからといって広めるべきではないと考えた。

カトリック出版は、「安全期法」というテーマについて賛否両論を出しています。特に、回勅の認可とともに発行されている本『リズム』に掲載された理論について、私が答えてからです。私はカトリック教会に、私たちの臨床研究所を使って、科学的に自分たちの理論をテストしてはと公に申し出ました。そういったアドバイスで健康や生命を苦しめられがちな女性に公正を期して、そのテストをするように強く促しました。もちろん、一件返答があり、カトリック出版の一部門がうるさい警告を出しています。他はその新聞の定期購読料を払えば、[リズムの]本を無料で送って[やると言っただけ]利用しているのです。もはや「不正な金儲け」です<sup>9</sup>。

サンガーは、カトリック系の出版社は『リズム』を自分たちの新聞を売るための餌にしているとまで言って非難していたのである。以下はややのちの自伝での表現であるが、舌鋒の矛先は教皇にも及んだ。

教皇は、性交は確実に子供を作るとを意図しないなら自然に反し、罪であると何度も何度も言いました。[中略] 彼はまず、子どもを作るつもりでないなら性交してはいけませんと言っています。そして、舌の根の乾かぬうちに、子どもがおそらくできない時なら性交してもよろしいと言っています。この詭弁的な矛盾が、ラッツ協会に『女性の不妊と受胎のリズム』というブックレットを、「回勅の承認」付として、また、カトリック社会によって推薦されているものとして発行する抜け穴を許したのです [Sanger, 1938: 412]。

サンガーはこの回勅の内容が矛盾しているとし、また「自然」にこだわるのであれば、教皇が髪を切ったり髭を剃ったりすることもおかしいという旨の主張をしている [Sanger, 1938: 412]。

### 3 | リズム法関連物の郵送許可

こうした自伝での回顧の怒りを滲ませた表現には、他の理由もあった。『リズム』そのものや荻野一クナウス式について記した文書、また受胎調節カレンダーが自由に郵送されていたという事実にも、サンガーはじめ産児調節運動家らは動揺したのだった。先述したように、サンガーの書など避妊について記された出版物が次々と郵送禁止になるなか、『リズム』やその関連品は郵送不可とされることがなかった。

1934年1月9日には、「コンシップ・カレンダー (Concip Calendar)」と呼ばれる受胎調節カレンダーが米国特許を取得した(特許番号#1,942,754)。これは妊娠しやすい日を割り出す計算尺になった円盤型カレンダーであった。この宣伝用パンフレットには荻野一クナウス説の詳し

い説明が記されており、明らかに受胎調節を目的としたものであった。

コンシップ・カレンダーは、オーストリアのハインリヒ・ハイスラー (Heinrich Heyssler) により「時間間隔表示器 (Time Interval Indicator)」という名称で、1930年12月5日にアメリカで特許出願がなされたものである。『リズム』においても、インディアナ州のコンシップ・カンパニーという代理店によって販売されていると紹介されており [Latz, 1932: 48]、『リズム』出版より前にアメリカで販売されていたことが窺える。特許出願自体はピオ11世の回勅よりも早い。特許の出願文書でも宗教的な記述はないが、「現在の科学的な知識に照らして女性が妊娠しやすい月経後の時期を特定し、同時に、妊娠することができない月経と月経の間の時期の長さを特定することができる」としている。そして、「こうした[時期を]特定することは望まない妊娠が健康に害を与える虚弱な女性にとってはとりわけ重要である」<sup>10</sup>とし、特許出願段階から明確に受胎調節目的であることを示していた。

同カレンダーはオーストリアでは当初評価されず苦戦したが、そのうちカトリック教会から多くの注文が入るようになったのだという [Museum of Contraception and Abortion, 2009]。

アメリカの産児調節運動家は、コンシップ・カレンダーを郵送で取り寄せて確認している。封筒には「内容物 コンシップ・カレンダー1部とその完全な取り扱い説明書」と記されており<sup>11</sup>、それが産児調節目的であることは雑誌等で大々的に宣伝されていたため、郵政省がカレンダーの郵送を許可していたことが産児調節運動家らには驚きだったのである。コンシップ・カレンダーはのちにラッツの設立したラッツ協会でも扱うこととなり、『リズム』とコンシップ・カレンダーはセットのように考えられるようになった。

1934年の初頭は、サンガーとストーンは日本から取り寄せたペッサリーを港で没収された後であった。サンガーは受胎調節目的のコンシップ・カレンダーは税関を問題なく通っていたことに、

国とカトリックへの不信感をますます募らせたのかもしれない。これまでサンガーの産児調節運動を妨害してきた国はコンシップ・カレンダーの輸入やそれを含むリズム法関連のものの郵送、販売を容認した。そして、さんざんサンガーを名指しで批判してきたカトリック側は、『リズム』という受胎調節目的の書やカレンダーを販売しているということにサンガーは自己矛盾を察したのであった。

しかし、カトリック側に対する怒りはあっても、産児調節運動にとってはある意味追い風になると彼女は考えたようである [Sanger, 1938: 412]。後述するように、サンガーは決してリズム法を認めたわけではないが、米国議会の公聴会や、ベッサリー没収裁判で『リズム』を利用することとなる。

## 4. 架け橋としての『リズム』

### 1 | マサチューセッツの産児調節運動家らの動き

サンガーが怒りをあらわにする一方で、カトリック教徒の多いマサチューセッツ州の産児調節運動家らはリズム法に対してどのような反応だったのだろうか。

マサチューセッツ産児調節同盟は1916年にブランシュ・エイムズ・エイムズ (Blanche Ames Ames, 1878-1969) によって設立された。サンガーの米国産児調節連盟と連携を取り、マサチューセッツ州における支部のような役割も持っていた。エイムズはハーヴァード大学教授オクス・エイムズの妻であり、画家、発明家としても知られる。

エイムズらは、マサチューセッツ州の反猥褻法の改正を目指すほか、サンガーの米国議会への働きかけのように、医師が避妊の知識を教えたり避妊具を提供したりすることを合法とするように州に働きかける活動を主に行っていた。

1932年の『リズム』の出版、1934年のコンシップ・カレンダーの米国特許取得は彼女たちにも大きな驚きを与えることになった。ただし、サンガーとはやや異なる受け止め方であった。

署名がないため差出人は不明だが、マサチューセッツ産児調節同盟の「母親の健康クリニック」から、ある医師に送られた書簡で以下のように述べられている。

ローマカトリック教会が、家族制限を主張する宣伝材料と一緒に『リズム』とコンシップ・カレンダーを出版し、郵便で自由に送られています。それ以来、以前よりは少し自由に書けると思います。おそらくご存知の通り、『リズム』は、安全期の観察を用いた、自然な受胎調節と彼らが呼ぶものを明記しています。[1934年]1月9日に、米国特許庁が、月のうち妊娠しない日を示す時間の装置であるコンシップ・カレンダーに特許を出したことをお知りなるとご興味を持たれるでしょう。私たちは、米国特許庁から、その特許文書のコピーを10セントで送ってもらいました。これらの文書は、政府のもとで包み隠さず送られ、リズム法の完全な説明をのせています。実際、この方法が信頼できるものであれば、どんな女性でも10セントで特許庁から十分な説明をもらえて、自分のカレンダーでそれを実行することができたでしょう<sup>12</sup>。

『リズム』やコンシップ・カレンダー、そしてその特許文書がコムストック法で郵送不可となることなく自由に郵送されていることを、驚きとともにある種の安堵感をもって受け止めていることが窺える。それらが郵送できるのであれば、産児調節の活動に対する取り締まりも緩和されたことになるのではないかという期待感があったのだ。

エイムズも、以下のように手紙で言及している。

ローマカトリック教会の回勅の許可で出版された『リズム』という本と、その付録の、印



刷されていて、1934年1月9日に米国特許庁から特許を取得している「コンシップ・カレンダー」を見ましたか？『リズム』は米国郵政省に有利な裁定を受けています。そのスポンサーは、この教えは女性が妊娠をコントロールするのに有効であると主張しています。私たちの医療アドバイザーはその妥当性に疑問を付しています。ローマカトリック教会の、この新しい率直な態度はマサチューセッツにいる我々の大いなる助けになります。同じ目的であることを示しているし、多様な産児調節の必要性和利害に関する自由な議論を促進します<sup>13</sup>。

郵送の可否を決定するのは米国郵政省であった。『リズム』は郵政省によって郵送を容認されているため、カトリック教徒は優遇されているとエイムズは訴えている。エイムズもサンガー同様リズム法の信頼性は高くないとは考えていることがわかるが、カトリック勢が受胎調節を謳う書やカレンダーを擁護したという事実はその方針転換を示し、自分たち産児調節運動家と手を組むことができるのではないかという期待感を示している。

この期待感を持って、マサチューセッツ産児調節同盟のメンバーはサンガーに面会を求めた。しかし、サンガーの反応は芳しくないものようであった。サンガーは、私に何を期待しているのかはっきり言ってほしいと告げた。

彼女たち〔サンガーの同志〕は米国特許〔コンシップ・カレンダー〕を使って素晴らしいことができると感じましたし、リズムを使って私たちと産児調節の協同作業することに同意しているようでした。完全に新しい領域が開けるかもしれません。

サンガー夫人は、彼女が何ができると私たちが思っているのかをはっきり言ってほしいとのことでした。私たちは、彼女が態度をまったく変える困難は十分承知しています

が、もし、その物についてや、カトリック教会の新しい立場に建設的で同情的な見方をすることに關する問題について考え直していたのであれば、サンガー夫人は一部計画を実行できるのではないかと思う、と伝えました<sup>14</sup>。

マサチューセッツ産児調節同盟は、『リズム』やコンシップ・カレンダーを、カトリックと自分たちをつなぎ協力することのできる架け橋として使おうと、サンガーに持ち掛けたことがわかる。しかし、サンガー以外の者は前向きにとらえたようだが、サンガーはこの後もカトリック教会への非難をやめることがなく、マサチューセッツ産児調節同盟と、サンガー、カトリック教会が協同するということは実現しなかったようである。

## 2 | リズム法専門の外來

サンガーとのリズム法での協力はうまくいかなかったが、マサチューセッツ産児調節同盟は独自にリズム法を扱い始めた。マサチューセッツ産児調節同盟は、1932年にマサチューセッツ州ブルックラインに「母親の健康クリニック (Mother's Health Office)」を開設しており、避妊の相談にのっていた。マサチューセッツ州法では医師が患者に避妊を教えることでも違法とされる懸念が拭い切れないなかで、大胆な営為であったと評価できるだろう。背景には、州のマサチューセッツ病院が、後援者へ配慮や、宗教上の反対、法律に触れる懸念から避妊法の情報提供を控えたという状況があった。同盟はクリニックにリズム部門を設け、リズム法の相談に乗り始めたのであった。パンフレットでは、ローマカトリック教会の指導者のなかにリズム法を認めている者がいるとし、そちらを好むひとには、適した医師が助言を行うと謳っていた<sup>15</sup>。

開設当初からリズム部門があったのかは不明だが、ラッツの書が有名になったあとであることは間違いがないだろう。人々が必要な情報や処置を得られない状況で、母親の健康クリニックは健康上の理由ということを明記しながら慎重にクリ

ニックを運用していた。

しかし、1936年にはリズム相談を分離しカトリック医師のいるほかの病院に委託することになった。会議の議事録によれば、クリニックの医師が、避妊の方法や道具について議論がなされるクリニックの雰囲気はリズム法患者には好ましくないことや、リズム法の成功は保証できないため別々に運営したほうがよいと主張したとのことであった<sup>16</sup>。リズム法の相談に来た患者はカトリック教徒である可能性が高く、リズム法と他の方法は避妊という目的は同じであっても、カトリック教徒にとっては前者は唯一自然な避妊法として許されているものであるが、他の方法は許されていないものであるから、それを見聞きする場が居心地が悪そうだと担当医師が考えたのかもしれない。そして、そもそも彼女たちはリズム法を最善の方法とは考えていなかったため、罪悪感を覚えたのかもしれない。失敗する確率は高くても宗教的に容認されるリズム法を求めるのであれば、それを良心の呵責なく提供できるカトリックの医師がいるところに委託し、住み分けをしたほうが良いと考えたとしても無理はない。そもそもクリニックでリズム法部門を望む患者は少数であった。例えば1936年1月8日付の議事録では、53人の新規患者、112人の再診患者があり、新規患者のうち約半数の28人がカトリック教徒であり、リズム法患者は2名であった<sup>17</sup>。この新規のリズム法患者の宗派は不明である。いずれにしても、クリニックを訪れるカトリック信者の多くはリズム法部門を選択しなかったということである。

一方、マサチューセッツ産児調節同盟がリズム相談を依頼したある病院のカトリックの医師はリズム法専門外来とでもいえるクリニックを創設した。そこから定期的に母親の健康クリニックにレポートが送られてきた。例を挙げると、1937年5月3日付けのレポートでは1月12日から4月30日までの間に来た51人の患者のうち、49人がカトリック教徒であったという<sup>18</sup>。これまでマサチューセッツ産児調節同盟の運営するクリニックには行きにくいと感じていた患者が、カトリック

医師の運営するリズム法のクリニックということで足を運んだのかもしれない。

こうした経緯から推測するに、同じ宗派の医師のもとで指導されたいというカトリック教徒のニーズがあったことが窺える。マサチューセッツ産児調節同盟としても他の避妊法を広めたいことはやまやまであり、リズム法の信頼性が高くないことは重々承知していたが、リズム法を排除せず避妊法の選択肢のひとつとして残したのだった。

## 5. 国家的問題としての『リズム』

サンガーはリズム法を広めることには反対だったが、それをめぐる状況を利用することはやぶさかではなかった。サンガーは「産児調節に関する連邦法全米委員会」のニュースレターで、カトリックが『リズム』を出版していると同志に訴えた。

しかし、連邦法は米国郵便で送られる避妊に関する“いかなる”情報も違法であると明確に述べています。郵政省は我々にラッツ医師の『リズム』は郵送可であるが、ハンナ・M・ストーン医師の『避妊の実行』は郵送不可であると伝えてきました!! したがって、我々は重大な国家的問題に直面しています<sup>19</sup> (強調原文)。

『リズム』が国家によって郵送が許可されているという事実は、連邦議会レベルの戦いにおいて、産児調節運動への反対者である国とカトリックの矛盾を突く材料になると、サンガーは考えたのだ。

彼女は『リズム』をマサチューセッツ産児調節同盟とは異なる形で利用した。避妊の合法化を議論する米国議会の公聴会で、『リズム』を持ち出して意見陳述し、その宣伝パンフレットである「既婚者の大問題が解決」を議会に提出した。公

聴会資料より引用する。

サンガー夫人 [前略] ここにあるこの本、『リズム』は郵送で送られています。当然の権利としてではなく、特権によってです。そして私が避妊について書く可能性のあるいずれの本と同じように、違法な情報を伝えているのです。

ヒーリー氏 それは少々区別してくれませんか。一方は生命そのものに干渉するのではないのですか？

サンガー夫人 よろしいですか、この本の中にはそれ以上の情報はありません。

ヒーリー氏 あなたが主張する方法は生命に干渉するのでしょうか？

サンガー夫人 その方法は妊娠を防ぐのです。生命に干渉するものではありません。

ヒーリー氏 その方法は生命に確かに干渉する。

サンガー夫人 独身のままでいる人だってそうですし、禁欲だってそうです。

ヒーリー氏 あなたは禁欲には反対しないのですか？

サンガー夫人 いいえ。反対しません。

ヒーリー氏 そのことはあなたがここで主張する政策に全く反対しないのですか？

サンガー夫人 しません。私はそのことに反対しませんし、もし安全な方法がわかるのであれば、この本にも反対しません。我々は、今や、道理の問題ではなく方法の問題に行き着きつつあります。我々はこのことについては何の異存もありません。我々には3つの妊娠を予防する方法があります。禁欲と、不妊手術と、機械的または化学的避妊方法です。一つのグループは機械的あるいは化学的方法を信頼していて、もう一方は禁欲を信頼しています。そして私はこの本を郵送すると、それについての研究がなされるまで害を与えたいと思います。あるいは、もし安全期があることがわかったならば、患者の安全期について助

言するのは医師でなければならないでしょう [United States House of Representatives Committee on the Judiciary, 1934: 235-236]。

サンガーは『リズム』がカトリック教徒によって広められており [United States House of Representatives Committee on the Judiciary, 1934: 231-232]、かつ、郵政省から優遇されていることに触れ、カトリック側と産児調節運動側として国家の目的は同じであり、推奨する方法のみが違っていると訴えた。しかし、マサチューセッツ州出身議員でカトリック教徒のアーサー・ヒーリー氏はサンガーの主張する方法が生命に干渉するのだろうと執拗に確認することによって、彼女の主張が不道徳であるかのような議論もついでにこころとした<sup>20</sup>。サンガーはそれに対し、『リズム』を普及することは有害であると反論した。サンガーは避妊具を医師や医療専門家が指導することにこだわっており、連邦議会議員のウォルター・パースに依頼して「医師法案」を議会に提出していた。彼女のその立場からしても、医師以外の非専門家の間で広く流通する避妊法は許しがたいものであったのだろう。もしリズム法を避妊法として認めるならば、医師が扱うべきだと訴え、彼女の法案賛成へと誘導している。

結局、議会でのロビー活動は功を奏さず法律の改正には至らなかったが、サンガーが意図的に起こした事件をめぐる裁判では彼女の意に沿う判決が出た。国内外から様々なサンプルを集めていたサンガーは、彼女宛に注文したベッサリーが税関で止められた経験から、医師が受取人である避妊具の輸入が「1930年関税法」に抵触するかどうかを試すため、日本から再びベッサリーを輸入した。結局それは没収され、ストーンと弁護士のモリス・エルンストは弁論趣意書で『リズム』を引き合いに出した。

コミュニティのどのグループも、連邦政府ですら、医学的にコントロールされた避妊を「猥褻」であるとか、不道徳につながるもの

とみなしていない。産児調節の基本原理や産児調節の情報を広めることに反対するグループはいない。家族制限のために使われる方法という点でのみ意見の相違がある。例えば、カトリック教会は「リズム論」を擁護し「神の子として得る権利がある食料や衣類、住居、教育、娯楽を両親が子どもと自分たちに与えることを不可能にするような経済的負担つまり貧困や、不十分な収入、失業」の発生を避けるためにそれを用いること勧めている<sup>21</sup>。

エルンストは、カトリックでさえ経済的理由により産児調節することを認めているとして、健康上の理由に留まらない避妊具の使用も示唆している。最終的にはペッサリー没収に関する裁判は、医師が避妊具を扱うことや健康目的のための郵送や販売は「猥褻目的」に当たらないとした。これ以降、コムストック法の避妊に関する部分は弱体化することとなった。

判決文ではリズムについて触れられていないため、どこまでそれがこの裁判に影響を与えたかは不明であるが、産児調節運動側が繰り返し『リズム』を引き合いに出して議員や裁判官を説得しようとしたことは事実である。

## おわりに

産児調節運動に真っ向から対立していたカトリック教徒が教皇の回勅を広く解釈し、避妊は認められており場合によっては必要であると述べるようになり、リズム法を広めたことを、サンガーが自己矛盾と感じたのも無理はない。彼女が主張したように双方の目的は同じなのであり手段は異なるが、その方法は教皇が「承認」しているかどうか判断の分かれ目となった。サンガーにとっては、カトリック側が避妊法の可否を「自然」かどうかで決定しているということはこじつけと見

えた。しかも、リズム法も他の方法も「違法」のほずであるが、教皇の回勅はあたかも法律よりも上位に位置するかのような扱われ方だと考えたのだろう。

サンガーが、リズム法が信頼できるものではないため広めるべきではないとしたことには一理ある。また、リズム法のみを避妊法として許可することとは、女性から避妊の選択肢を奪うことになる。加えて、歴史学者のテントラーは信者がリズム法で失敗し妊娠しても、記録のつけ方が悪かったからであろうと、リズム法を支持する聖職者は簡単に考えることができたろうと指摘している [Tentler, 2008: 110]。信者は避妊法を限定されながら失敗し妊娠しても、ひとによっては不満を言いにくい可能性があるということになる。

いっぽうで、マサチューセッツ産児調節同盟はリズム法をカトリック教徒とも手を取り合っていくきっかけとできないかと捉えた。彼女たちは母親の健康クリニックで教える避妊法にリズム法を選択肢として加えることによって、カトリック教徒の女性たちにも避妊法にアクセスする機会を提供しようとしたといえる。リズム法は失敗の可能性は低くないものの、カトリックの女性たちが全く避妊の手段がないよりはましと考えたのだろう。サンガーのように抗議し排除しようとするよりは、リズム法を選択肢のひとつとして提供することにより、避妊は罪という教えを内面化した女性たちの精神的な負担を軽減することを優先したのだろう。カトリック教徒の医師にリズム法専門外来を委ねることにより、さらにカトリック信者が避妊へアクセスできる機会を拡大したと言える。

『リズム』はサンガーにとっては法とカトリックの矛盾の象徴であり、マサチューセッツ産児調節同盟にとっては架け橋として期待されるものであった。いずれにしても、産児調節運動側にとって、郵政省とカトリックの一貫性のないように見える対応は運動を一步進める足掛かりとなった。リズム法すなわちオギノ式はアメリカの産児調節運動をめぐる攻防の中で注目され、郵便、宗

教、産児調節運動が交錯する場を作り出したのだった。

## 注

引用文において、原文が片仮名書きの場合は平仮名書きに改めた。また、旧字体は新字体に改めた。

史料の引用の際は、スミスカレッジのアーカイブの規定にそって、匿名性を担保するために名前を伏せた部分がある。

本論文を作成するにあたり、ハーヴァード大学シュレジンガー女性史図書館、スミスカレッジ・ソフィア・スミス・コレクションに関係資料を閲覧および撮影させていただいた。また、本研究はJSPS科研費JP16K16671の助成を受けたものである。記して感謝申し上げます。

- 1 筆者が調べた限りでは、「オギノ式」と片仮名で書かれるようになったのは、1950年代からである。1930年代のことを述べるのに用いるのは厳密には時代錯誤であるが、現代では片仮名表記が一般的であるため、本稿では片仮名を用いることをお断りしておく。尚、1923年発表の「人類黄体の研究」（『北越医学会雑誌』第38巻第1号1-92頁）、「人類黄体の発生について」（『日本病理学会雑誌』第13巻511-514頁）に黄体の変化に関する学説があるためか、海外では1923年を荻野学説の発表年とする研究もある。また、オギノ式避妊法は、実際には6か月以上月経周期を記録して計算をするという過程も含まれる。
- 2 クナウスの観察の正確さは荻野の説を裏付けることになるものの、当初は月経開始日を起点としていたため、28日周期以外の女性には当てはまらないという欠点があった。荻野とクナウスが独立に同時発見したとする先行研究も多いが、やはり異なるものと言わざるを得ない。のちにクナウスは荻野の説をとるようになった（荻野、1964：239-240）。こうした「同時発見」の場合、より有名で立場の確立した者の名前が現象に冠名されることは、科学史ではよく知られている。クナウス-荻野説と呼ばれたり、クナウスの発見であるかのように記されることもしばしばであった。
- 3 ランベス会議は、世界中の聖公会に属する監督がイギリスのランベス・パレスに参集して行われる協議会である。決議は回勅として発表されるが、強制力のあるものではないとされる〔稲垣、1931：1〕。
- 4 ピウス11世と記されることもある。
- 5 「検閲」を意味する“Comstockery”の語源となった人物である。
- 6 MS to Juliet Rublee, Jan. 9, 1933 [MSM C5:470], The Margaret Sanger Papers Project [2002]に引用。
- 7 Margaret Sanger, “Birth Control Advances: A Reply to the Pope,” 1931. Typed article, Margaret Sanger Papers,

Sophia Smith Collection, Smith College, Margaret Sanger Microfilm, S71:243. Margaret Sanger Project, “The Public Writings and Speeches of Margaret Sanger 1911-1960.” <https://www.nyu.edu/projects/sanger/webedition/app/documents/show.php?sangerDoc=236637.xml> (Accessed Dec. 26, 2019)

- 8 *The New York Times*, Feb. 7, 1933.
- 9 Margaret Sanger to Herman Rubinraut, November 14, 1933. Katz ed, [2017: 240] に所収
- 10 United States Patent and Trademark Office. <https://pdfpiw.uspto.gov/.piw?docid=01942754&PageNum=1&DKey=A095556BC9F8&HomeUrl=http://patft.uspto.gov/netacgi/nph-Parser?Sect1=PTO2%2526Sect2=HITOFF%2526p=1%2526u=%25252Fnetahtml%25252FPPTO%25252Fsearch=bool.html%2526r=7%2526f=G%2526l=50%2526co1=AND%2526d=PALL%2526s1=1942754%2526OS=1942754%2526RS=1942754>
- 11 Envelope of Concp Co., n. d., B-20, folder A. Birth Control League of Massachusetts Records, 1916-1934, Schlesinger Library, Radcliffe Institute, Harvard University, Cambridge, Mass.
- 12 [Staff of Mothers' Health Office?] to Dr. H. H., February 2, 1934, call no.ms359, box 19, folder2, Planned Parenthood League of Massachusetts records, 1859-2002, Sophia Smith Collection, Smith College, Northampton, Mass.
- 13 Blanche Ames Ames to Mrs. White, August 10, 1934, call no.ms359. Box33, folder9, Planned Parenthood League of Massachusetts records, 1859-2002, Sophia Smith Collection, Smith College, Northampton, Mass.
- 14 “Report of Visit of Mrs. Ames and Mrs. Marshall to Margaret Sanger in Washington,” February 5, 1934, box89, folder1, Ames Family Papers, Sophia Smith Collection, Smith College, Northampton, Mass.
- 15 Pamphlet of Brookline Mothers' Health Office, Box29, folder13, Planned Parenthood League of Massachusetts records, 1859-2002, Sophia Smith Collection, Smith College, Northampton, Mass.
- 16 Officer's Meeting, October 24, 1935, box30, folder3, Planned Parenthood League of Massachusetts records, 1859-2002, Sophia Smith Collection, Smith College, Northampton, Mass
- 17 Minute of Brookline Mothers' Health Office Committie, January 8, 1936, box30, folder3, Planned Parenthood League of Massachusetts records, 1859-2002, Sophia Smith Collection, Smith College, Northampton, Mass.
- 18 Report of Rhythm Clinic from June 12, 1936 to April 30, 1937, box29, folder12, Planned Parenthood League of Massachusetts records, 1859-2002, Sophia Smith Collection, Smith College, Northampton, Mass.この外来のある病院名や医師名はスミスカレッジのアーカイブの

規約により公表することができないため、それらは明記しない。

- 19 Margaret Sanger, "14th News Letter," National Committee On Federal Legislation For Birth Control, April 1934, typed letter, SERIES 11 (Subseries 2 - organizations/Conferences), Margaret Sanger Papers, Sophia Smith Collection, Smith College, Northampton, Mass., Proquest History Vault.
- 20 Margaret Sanger's Papers Project [2002]では詳しい経緯を見ることができる。
- 21 Morris L. Ernst, "Brief for Claimant — Appellee (U.S. Circuit Court of Appeals— for the Second Circuit)" New York, October 5, 1936. SERIES II (Subseries 3 - Legal/Governments), 1936 U.S. v. One Package, Margaret Sanger Papers. Sophia Smith Collection, Smith College, Northampton, Mass., Proquest History Vault.

## 参考文献

- 安藤画一 1933 「周期的禁欲による不妊法、萩野学説の紹介及び批判」『産科と婦人科』1(1),24-30.
- Chesler, Ellen. 2007. *Woman of Valor: Margaret Sanger and the Birth Control Movement in America*. Kindle ed. New York, London, Tront and Sydney: Simon & Schuster.
- Douglas, Emily Taft. 1969. *Margaret Sanger: Pioneer of the Future*. New York, Chicago, and San Francisco: Holt, Rinehart and Winston.
- Dupont, Wannes. 2018. "The Case for Contraception: Medicine, Morality and Sexology at the Catholic University of Leuven (1930-1968)" *Histoire, médecine et santé* [En ligne], 13 | été 2018, mis en ligne le 31 décembre 2018, consulté le 05 janvier 2020. URL : <http://journals.openedition.org/hms/1329> ; DOI : 10.4000/hms.1329.
- Holy See. n.d. "CASTI CONNUBII" [https://w2.vatican.va/content/pius-xi/en/encyclicals/documents/hf\\_p-xi\\_enc\\_19301231\\_casti-connubii.html](https://w2.vatican.va/content/pius-xi/en/encyclicals/documents/hf_p-xi_enc_19301231_casti-connubii.html).
- 稲垣陽一郎 1931 『ラムベスめっせーじ』アナタシオ會.
- Katz, Esther ed., Peter C. Engelman and Cathy Moran Hajo, Associate Editors. 2016. *The Selected Papers of Margaret Sanger: Volume IV 'Round the World for Birth Control, 1920-1966*. University of Illinois Press.
- 栗原涼子 2009 『アメリカの第一波フェミニズム運動史』ドメス出版.
- Latz, Leo J. 1932. *The Rhythm of Sterility and Fertility in Women : A Discussion of the Physiological, Practical and Ethical Aspects of The Discoveries of Drs. K. Ogino (Japan) and H. Knaus (Austria) Regarding the Periods When Conception is Impossible and When Possible*.
- . 1934. "The Latz Foundation—Its Aims and Achievements." *Linacre Quarterly* 3(1):8-15, <http://epublications.marquette.edu/lnq/vol3/iss1/2> (Accessed Nov. 3, 2019).
- Margaret Sanger's Papers Project. 2002. "She's Got Rhythm? A Safe Period for Sanger and the Church." Newsletter #31 (Fall 2002), [https://www.nyu.edu/projects/sanger/articles/shes\\_got\\_rhythm.php](https://www.nyu.edu/projects/sanger/articles/shes_got_rhythm.php) (Accessed Dec. 30, 2019).
- Moore, Maurice J. 1978. *Death of a Dogma? The American Catholic Clergy's Views of Contraception*. Community and Family Study Center University of Chicago Press.
- Museum of Contraception and Abortion. 2009. News Letter. 2009/05. <http://www.muvs.at/museum/newsletter/?id=82> (Accessed Jan. 6th, 2020).
- Noonan, John T. Jr. 1986. *Contraception: A History of Its Treatment by the Catholic Theologians and Canonists*. Enlarged Edition. Cambridge and London: Belknap Press of Harvard University Press.
- 荻野久作 1924 「排卵の時期、黄体と子宮粘膜の周期的変化とその関係、子宮粘膜の周期的変化の周期及び受胎日について」『日本婦人科学会雑誌』第19巻6号(新潟大学附属図書館旭町分館2001『荻野久作博士主要論文集』に所収)。
- . 1964 「“オギノ式” 乱用者に告ぐ」『文藝春秋』42(1), 235-242.
- パウロ6世 神林宏和訳1969 『回章フマーネ・ヴィテ(人間の生命)——適正な産児の調整について——(回章シリーズ14)』中央出版社.
- ピオ11世 岳野慶作訳1958 『カスティ・コンヌビー』中央出版社.
- Pozzi, Lucia. 2012. "The Problem of Birth Control in the United States under the Papacy of Pius XI." *Pius XI and America: Proceedings of the Brown University Conference (Providence, October 2010)*. Edited by Charles R. Gallagher, David I. Kertzer, and Alberto Melloni. Zurich and Berlin: LIT.
- Sanger, Margaret. 1938. *Margaret Sanger: An Autobiography*. New York: W. W. Norton.
- Soloway, Richard A. 1995. *Demography and Degeneration: Eugenics and the Declining Birthrate in Twentieth-Century Britain*. Kindle ed. Chapel Hill and London: University of North Carolina Press.
- Tentler, Leslie Woodcock 2008. *Catholics and Contraception: An American History*. With A New Preface. New York: Cornell Univ. Press.
- Tobin, Kathleen A. 2001. *The American Religious Debate over Birth Control, 1907-1937*. Jefferson, North Carolina, and London: McFarland.
- Tone, Andrea. 2002. *Devices and Desires: A History of Contraceptives in America*. New York: Hill and Wang.
- United States House of Representatives Committee on the Judiciary. 1934. "Birth Control: hearings before the United States House Committee on the Judiciary, Seventy-Third Congress, second session, on Jan. 18, 19, 1934."

Washington: U.S. Government Printing Office.

- Viterbo, Paula. 2000. "The Promise of Rhythm: The Determination of the Woman's Time Ovulation and its Social Impact in the United States, 1920-1940." Ph.D. Dissertation, States University of New York at Stony Brook.
- . 2004. "I Got Rhythm: Gershwin and Birth Control in the 1930s." *Endeavour* 28(1): 30-35. <https://doi.org/10.1016/j.endeavour.2004.01.018>.
- Werbel, Amy. 2018. *Lust on Trial: Censorship and the Rise of American Obscenity in the Age of Anthony Comstock*. New York: Columbia University Press.
- 横山美和 2013 「女性医師M. P. ジャコービーの月経成因論の一考察——19世紀後半米国における科学知のジェンダー・バイアスをめぐって——」お茶の水女子大学人間文化研究科博士論文.
- Yokoyama, Miwa. 2019. "The Ogino method and religion in Japan." 15th International Conference on the History of Science in East Asia (ICHSEA 2019). 23rd. Aug., 2019.

